

八王子市中野山王地区まちづくりプロジェクト
事業実施方針の一部訂正について

八王子市中野山王地区まちづくりプロジェクト事業実施方針第4の4（1）ウ及び（2）の記載内容について、事業者募集要項上の表現に揃えるため、下記のとおり訂正します。

記

訂正前	訂正後
第4 事業実施に関する条件 4 契約に関する条件 （1）基本協定 ウ 既存店舗の <u>買取</u> に関すること （ア） 都は、 <u>既存店舗権利者に権利の買取にか</u> <u>かる損失補償を行う。</u> （イ） 都と既存店舗権利者との間で <u>権利の</u> <u>買取</u> に関して合意に至らない場合は、基本 協定を解消する。この場合、事業者が本件 事業の準備に関して既に支出した費用は、 事業者の負担とする。 （2）事業用定期借地権設定契約 都と既存店舗権利者との <u>権利の買取</u> にか かる契約の締結後、都と事業者は、事業用 定期借地権設定契約を締結するものとする。 る。	第4 事業実施に関する条件 4 契約に関する条件 （1）基本協定 ウ 既存店舗の <u>損失補償</u> に関すること （ア） 都は、 <u>既存店舗の土地の権利及び建</u> <u>物等について損失補償を行う。</u> （イ） 都と既存店舗権利者との間で <u>損失補</u> <u>償</u> に関して合意に至らない場合は、基本協 定を解消する。この場合、事業者が本件事 業の準備に関して既に支出した費用は、事 業者の負担とする。 （2）事業用定期借地権設定契約 都と既存店舗権利者との <u>損失補償</u> にかか る契約の締結後、都と事業者は、事業用定 期借地権設定契約を締結するものとする。

以上